

入札監理小委員会
第720回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第720回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年6月5日（水）16：45～18：12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務

○中小企業実態基本調査（中小企業庁）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員
三輪専門委員

（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務）

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

実験動物管理室 山本室長

財務経理課 小田嶋課長

浅原第一契約係長

前田第一契約係員

（中小企業実態基本調査）

中小企業庁事業環境部調査室 紫竹室長補佐（総括）

小林室長補佐（統計）

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第720回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務」の実施状況について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター財務経理課小田嶋課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いします。

○小田嶋課長 国立精神・神経医療研究センターの小田嶋と申します。私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、事業概要ですけれども、国立精神・神経医療研究センターは、病院と研究所が一体となり、精神疾患・神経疾患・筋疾患及び発達障害の克服を目指した研究開発を行っております。すみません、資料1の1ページになります。その中の、神経研究所はこれらの業務に取り組んでおります。

本事業は、研究所の研究活動に必須となる飼育される実験動物が健康かつ動物実験への使用において適切な状態に保たれることを目的とした小型実験動物研究施設における実験動物施設管理業務、給餌、給水、排せつ物の処理等の小型実験動物の飼育及び小型実験動物の健康管理業務、飼育器材等の洗浄・滅菌・管理業務、実験機器の消毒・搬入業務などを委託するものであります。こちらは、2022年の4月1日から2025年の3月31日までの3か年の契約となっております。

受託事業者は、株式会社ジェー・エー・シーであります。

受託事業者決定の経緯ですけれども、入札説明会には2者参加しておりまして、入札参加者は1者になりました。入札参加者が提出された提案書について、技術審査委員会で評価し、評価の基準を満たしていることを確認して、1月31日に開札を行い、1者が予定価格の制限の範囲内であったため、総合評価の結果、先ほどの株式会社ジェー・エー・シーを受託事業者、落札者しております。

続きまして2番の、確保されるサービスの質の達成状況及び評価になります。

まず、評価の基準ですけれども、(1)、研究所が維持繁殖する小型実験動物、マウスおよそ4.5万匹、こちらは最大数になります。ラット660匹、同じく最大値になります。これについて、3ページにあります要求項目アからエの水準を確保することとしております。

資料の3ページになります。まず、アの全般ですけれども、受託者の重過失による小型実験動物の死亡がないこと。それから、イとして飼育管理業務、全ての小型動物に対する健康観察及び給餌・給水を行うこと。新生仔、離乳仔などは特に注意深く観察を行い、飼育管理を行うこと。ウ、健康管理業務、感染動物の取扱いの際はマニュアルに沿った対応を

すること。ただし、ヒトへの感染のおそれがある感染動物の取扱いは、本業務には含まれておりません。エとして衛生管理業務、使用した飼育器材を適正に洗浄することなどがあります。

(2)の達成状況及び評価ですが、まず全般として、飼育管理週報、それから口頭での報告や目視により確認したところ、受託者の重過失による小型動物の死亡事故は発生しておりませんでした。

続きまして、イの飼育管理業務ですが、同じく飼育管理週報等に基づいて確認をしております。その結果、全ての小動物に対する健康観察及び給餌・給水を勤務日に確実にやっているところを確認できております。新生仔、離乳仔などは特に注意深く観察を行い、飼育管理を行っている状況も併せて確認をできております。

ウの健康管理業務ですが、同じく飼育管理週報等に基づいて確認をしたところ、感染動物の取扱いは、マニュアルに沿った対応を行ってまいりました。

エの衛生管理業務ですが、こちらも飼育管理週報等に基づいて確認をしたところ、使用した飼育器材を適正に洗浄を行ってまいりました。それから、飼育室内で使用する飼育関連物品、依頼物品を適正に滅菌または消毒し、搬入を行ってまいりました。休日を除き全ての飼育室内清掃、消毒を行っていることを確認しております。

続きまして、4ページの2024年3月28日現在のケージ数の月別実績、それから、5ページにあります2024年3月31日現在の具体的な業務の履行状況などにつきましては、細かい説明を割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、資料飛びますけども、5ページ目になります。3の実施経費の状況及び評価の説明をいたします。

(1)2019年4月から2022年3月の実施経費、これは市場化テスト導入前ですが、税抜きで2億1,304万8,000円でした。ただし、この金額は3年間の総合計でありまして、3年間の間に実験動物施設の改修工事が入っているため、2020年度から2021年度にかけては飼育管理の規模が縮小されております。2020年に約半年間、動物棟の改修工事があったため規模を縮小、2021年度には改修工事が終了してまいりまして、それに伴いまして、段階的に飼育の規模を戻している、このような状況でありましたので、2019年の実施経費を市場化テスト導入前の指針として比較をしております。2019年度の年額の事業費は8,316万円、こちらは税抜きになっております。2020年度が、半年間の改修工事があったため飼育規模が減少しており、6,302万4,000円、20

21年度ですけれども、6,686万4,000円でした。

(2)の本業務の契約金額、市場化テスト導入後は、2022年の4月から2025年の3月までの36か月契約をしております。3年間で、税抜きで2億2,857万円となっております。2022年契約の段階では、仕様書に記載している飼育数には達していないこともありまして、仕様書に記載の人員までは必須ではありませんでした。続きまして資料の6ページになります。人員の必須まで届いていなかったため、価格交渉を行いました。金額を下げております。2023年より当初仕様書に記載している飼育数に至ると予想されるため、仕様書記載の人員数をもって委託契約を結んでおります。3年間という契約期間のため、支払金額を年度ごとに変更して支払っている状況であります。

経費節減効果の比較には、単年度で比較をしまして、本契約の2022年から2024年度の平均契約単価ですけれども、年額で7,619万円、市場化テスト導入前と導入後の経費(3年間の平均値)を用いて経費削減効果を測定することとしております。

(3)経費節減効果ですけれども、この表にありますとおり、実施経費については、市場化テスト導入前と比べて、年697万円、約8.4%の減額が認められる一方で、東京都の最低賃金を比較すると、人件費単価は約5.6%増加しております。本来であれば、人件費の上昇と同等の経費の上昇が見られるはずでありましたけれども、市場化テストの実施前と実施のタイミングで、経費の削減につながる2点の検討を行い、実施しております。

まず1つ目が、飼育管理方法の見直しを行っております。市場化テスト導入前は、土曜日の勤務が発生しておりましたけれども、導入の際には仕様書を見直しまして、土日休みの週休2日制を明記しております。

それから2つ目として、少人数で飼育管理を行う方法を確立しました。こちらは、飼育室の集約化を行い、日々の飼育室数の削減を行うことにより、よりコンパクトな飼育管理方法を取ることに成功しております。

7ページになります。4番、受託事業者からの改善提案による実施状況ですけれども、受託事業者からは5つの提案がありました。

まず1つ目が、自動給水システム塩素濃度確認についてですけれども、タンク内の飲水塩素濃度を測定することに加えて、飼育ラックのノズルから採取した飲水の簡易チェックを行うことを提案されまして、実施しております。これにより、微生物感染対策の質が向上しております。

②の自動給水システム塩素添加装置についてですが、こちらは、次亜塩素酸ナトリウム

溶液の原液タンクを小型化することにより、原液の滞留時間が短縮され劣化が少なくなる
と提案をされて実施し、飲水塩素濃度の安定化が実現されております。

3番目、給水生成装置のメンテナンスですが、総合棟給水生成装置はフィルター交換が
必要でありましたけども、フィルターのみを事前に購入しておいて、メーカーに交換作業
依頼のみを行うことを提案されております。フィルター交換サイン点灯から交換までの日
数が大きく減少しました。

4番目、ケージ交換作業の効率化ということで、曜日ごとの作業量の均一化を行いまし
て、全体の作業効率が上がりました。

5番目、管理業務の共通化ということで、小型実験動物棟と総合実験動物棟3階エリア
の管理業務において、共通化できる業務を選別し共通化したいと提案がありまして、作業
効率の向上に加え、どちらかのエリアで人員不足が発生した場合、速やかにほかのエリア
から人員の補充を行うことが可能となりまして、結果的に1人工の削減になり、経費を節
減できております。

5番目、全体的な評価としまして、現時点まで、当該飼育管理業務において重大な問題
や障害は発生しておりません。仕様書どおり実施されていることから、設定したサービス
の質は確保されていると評価できると考えております。

本調達の実施状況は、次のページ、8ページになります。4月25日に評価委員会を開
催しまして、委員より、引き続き情報収集、声かけ等により複数社応札となるよう意見が
ありました。

6、今後の事業ですけども、市場化テスト導入に際し、公告期間の確保、入札説明会の
実施、実施要項による具体的な記述、総合評価落札方式による評価基準の明確化なども行
いましたが、結果として、1者応札となっております。

仕様書を取得した4者のうち、応札に至らなかった3者に対してヒアリングを行いまし
たが、仕様書の技術的な内容は応札へのハードルを上げているものではないが、人員の手
配が難しいとの回答は3者全てから回答がありました。飼育管理業務を請け負う民間事業
者は、現時点で人材不足となっております、当センターのような大規模の案件は、新規
で請け負うのは人員の確保ができず、難しいということでありました。仕様書の技術面で
難しい要素があるか、問いかけてみましたが、資格要件や技術面で厳しい要素はない
が、飼育管理エリアが大きく、仕様を満たす人員の手配が難しいという回答も得られまし
た。また、建物別やエリア別に分割して1件当たりの人員を少なくすることで、応札の可

能性が上がるとの回答もありました。

マウス・ラットの飼育管理業務を行っている新規参入事業者をほかの国立高度専門医療研究センターに問合せを行うほか、入札情報サービスにて、関東近郊の飼育管理業務において応札業者を探すなど、さらに広く声がけをし、入札参加者を集める努力をしていく予定であります。

(2) 今後の事業の在り方ですけれども、市場化テストを終了する基準を一部満たしていない状況ではありますけれども、およそ良好な結果が得られていると考えております。しかしながら、1者応札という結果でありまして、競争性に課題が残っていることから、次期においても市場化テストを継続し、入札公告期間の十分な確保、それから入札説明会の実施など、引き続き改善に努め、公共サービスの質の向上及びコスト削減を図っていきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、評価（案）について御説明いたします。資料A-1を御覧ください。

Iの事業の概要等については、先ほどセンターから御説明がありましたので、割愛させていただきます。

IIの評価です。概要としては、1に記載のとおり、競争性の確保に課題が認められるため、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

2ページ目を御覧ください。評価方法については、(1)記載のとおりです。

(2)では、対象公共サービスの実施内容に関する評価を記載しておりますが、実施要項において定められた確保されるべきサービスの質については、全ての項目において適切に達成されております。また、3ページ目に記載のとおり、民間事業者からの改善提案も複数挙げられ、業務の質の向上に貢献していることが認められます。

続いて、(3)の実施経費です。市場化テスト前の事業は、令和元年度から3年度までの3か年で実施されたところ、令和2年度と3年度については、小型実験動物研究施設の改修工事の影響で全体の業務量が減少し、これに伴って経費も減っております。そのため、市場化テスト前の従来経費としては、工事の影響を受けていない令和元年度の経費を採用することとし、この従来経費と、市場化テスト実施期間の実施経費の単年度当たりの平均

を取った経費と比較しますと、年当たり8.38%、額にして約697万円の削減効果が認められます。

経費の削減が実現された要因としては、先ほどセンターからも御説明がありましたとおり、市場化テストの導入を機に業務の効率化に向けた検討が行われ、飼育室の集約化による少人数の飼育管理が実現できたことや、民間事業者からの改善提案により作業効率が向上したことが考えられます。

4ページ目を御覧ください。上段に具体的な経費等を記載しております。従来経費としては、契約額が3年間で2億1,300万ほどになります。経費の比較においては、先ほど申しましたとおり、令和元年度の経費である8,316万円を従来経費といたします。続いて、本事業の実施経費は、3年間で2億2,857万円、単年度当たりの平均は7,619万円となり、市場化テストの実施前後で、年当たり約697万円、8.38%の経費削減効果が認められます。

次に、(4)の選定の際の課題に対応する改善についてです。本事業は、競争性に課題が認められたことから市場化テストを導入したのですが、センターにおいて、記載のとおり各種の取組を実施したものの、1者応札となっております。

(5)の評価のまとめです。これまで御説明してきたとおり、経費の削減や業務の質の確保については達成されておりますが、競争性の確保については課題が認められます。5ページ目に記載のとおり、入札不参加事業者からは、資格要件や仕様書の面では受託困難な要素はないものの、人員の手配が困難であるとの意見が聞かれており、次期の入札に向け検討の余地があるものと考えられます。

以上を踏まえ、(6)の今後の方針としては、本業務を応札し得る事業者の新規参入に向けた取組や、入札時期の見直し等についても検討の上、引き続き市場化テストを実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

説明は以上です。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました本事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。1点だけ伺わせてくださいませ。

1 者応札が続いている原因として、ひょっとして何か特殊な技能が要求されているのかなとも思ったところでございます。例えばほかの事業ですと、例えばマウスを単純に飼育するだけではなくて、簡単な手術を行って、例えば精管結紮マウスとかがあったかと記憶しております。何か、簡単な手術を行うとか、そういう特殊な技能が要求されるというものが含まれていたのをごさいますか。

○小田嶋課長 こちらの質問に関しましては、山本より回答させていただきます。

○山本室長 国立精神・神経医療研究センターの山本です。ただいまの飼育管理に関する特殊技能に関する質問に対して回答させていただきます。

仕様書にも記載がありますけれども、そういった手術とか投薬といったマウス・ラットに対する特殊技能というのは要求しておりません。通常の一般的な飼育管理業務のみとなっております。

以上です。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。となると、通常飼育管理業務のみであるにもかかわらず1 者応札が続いてしまっている理由として、恐らく規模が大きいからとかという原因もあるかもしれませんけれども、何かこの辺り、分析はなさっていらっしゃいますでしょうか。

○小田嶋課長 こちらの質問に関しましては、当方より説明をさせていただきます。

仕様書を取得しに来た業者さん、それも参加できなかった業者さんを含めまして、ヒアリングを実施しております。そのヒアリングで3 者さんともおっしゃるのが、人員の確保がなかなかできないという話がありまして、それは、先ほども話がありましておおり、仕様書の技術面であるとか、そこのハードルが高いのかということも確認をしておりますけれども、そうではなくて、基本的に人を集められないということでもあります。これが、入札の公告の期間を前倒ししたりとか、それから期間を長くしたりとかという対応を取ったらどうなんだろうかという相談もしてみているんですけども、一概に公告期間であるとか時期でも確保が難しい状況である場合が多いと。比較的従事する人数自体が多くないというふうには聞いております。

以上です。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。生島委員お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。今の辻委員の御質問とちょっと重なるのですけれども、人数が足りないということで応札に至らなかったというところなのですが、今の業者さんは何人ぐらいで業務をなさっているのでしょうか。

○小田嶋課長 そちらの質問につきましては、当方がお答えさせていただきます。

一応人員の配置としましては、総括責任者1名、それから責任者補佐、技術員A・Bというような、技術員を含めまして合計で16名が従事しております。

以上です。

○生島専門委員 16名の方というのは、皆さん正社員、フルタイムということでしょうか。

○小田嶋課長 こちらの質問は山本より回答させていただきます。

○山本室長 国立精神・神経医療研究センターの山本です。

現状、16名は全て正社員となっております。補足ですけれども、仕様書のほうでは、若干名はバイトでもいいという、アルバイトの社員でもいいというふうにはしておりますけれども、現状は全て正社員となっております。

以上です。

○生島専門委員 そうすると、16名の方、フルタイム正社員で、何か延べ人数とかじゃなくて、もうフルで16名の方が正社員としてフルタイムで働いていらっしゃるということですか。

○小田嶋課長 山本からお答えします。

○山本室長 山本です。

そのとおりです。フルタイムで働いております。従事していただいております。

○生島専門委員 なるほど。私、その16名という人数がどのぐらい多いか少ないかというのが、ちょっとこういう業務でよく分からないのですけれども、でも、1名削減になったから15名になられたのかなとも思ったんですが。

その人数の確保が難しいというお話なのですけれども、もっと人数が多いのかなと思ったのですが、16名で人数の確保が難しい会社さんばかりなのではないかというところが、ちょっと意外感を持ったのと、この業務ができる会社の規模ってどの程度なのかなということを思ったのと、それから、その人数が実際に16名ぐらいだよというのは、新規業者さんには分かっているのでしょうかね。何かもっと人数がたくさん要するというふうに使われているということはないですかね。何か過去に大体これぐらいの人数がここにか

かりましたという情報は、新規業者さんもアクセスできる状況でしょうか。

○小田嶋課長 そちらの質問については、当方より説明させていただきたいと思います。

まず、新規の業者さんに対しては、仕様書の中に人員の参考配置例ということを示しておりまして、その中で、こういった資格、例えば飼育管理業務経験が何年かされている方とか、それを複数名配置してくださいというような感じで、配置参考例は示させていただいております。

以上です。

○生島専門委員 それで、今の16名という人数に関しては、新規の業者さんは認識できるというか、その記載はあるということですかね。

○小田嶋課長 その質問も当方より説明させていただきますけども、仕様書に明記しておりますので、仕様書を受け取った段階で、これだけの人数が必要という認識は持っているとっております。

以上です。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、何人ぐらいだったら集められるとか、そういうお話ってありましたか。人数が多過ぎて集められないということだったのでですけど、どれぐらいだったらできるとか、もしくは、ジョイントベンチャーで2社一緒にだったら人数が集められるとか、そういうようなちょっと突っ込んだお話というか、御相談というのはされましたか。

○小田嶋課長 そちらの質問に対しても小田嶋から説明をさせていただきますが、16人という人数、1桁程度の人員であれば確保できるという業者さんも中にはありましたけども、これが15人、16人になると確保できないという業者さんがほとんどでありました。

以上です。

○生島専門委員 そうしたら、分割は経費的に難しいということだったのでですけど、逆にジョイントだったら大丈夫なのでしょうか。

○小田嶋課長 こちらも引き続き小田嶋から説明をさせていただきます。

今回の入札に関しては、複数社共同で応札するという業者はありませんでした。

以上です。

○生島専門委員 ありがとうございます。何かそうしたら、そちらの皆様のほうから、では複数社一緒に入られたら、10人弱ずつで一緒にできますねといったような、そういう働きかけとかいうか、誘導みたいなことというのは今後の解決策になるかなと思ったので

すけれども、その辺りも御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見がある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。実施状況報告及び評価（案）についての修正は特になかったというふうに認識しておりますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 国立精神・神経医療研究センター様、本日はありがとうございました。それでは、退出ボタンを押して御退室されてください。

（国立精神・神経医療研究センター 退室）

（中小企業庁 入室）

○中川主査 それでは、第720回入札監理小委員会を再開します。

「中小企業実態基本調査」の実施状況について、中小企業庁事業環境部調査室紫竹室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○紫竹室長補佐（総括） ありがとうございます。ただいま御紹介をいただきました中小企業庁事業環境部調査室の総括補佐をしております紫竹と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますけれども、資料2-1を御説明させていただきたいと思います。1ページ目を御覧ください。こちらは民間競争入札実施事業「中小企業実態基本調査の実施状況報告（案）」でございます。

本事業でございますけれども、統計法に基づく一般統計調査でございます中小企業実態基本調査につきまして、調査の標本設計、調査名簿の作成、調査の実施、審査・集計及び報告書の作成を行う事業として実施をしております。これまで、平成28年度基本方針より市場化テストの対象として選定をいただきまして、平成31年度から令和3年度、令和

4年度から令和6年度の2回にわたりまして市場化テスト事業として実施してきた事業でございまして、現在は、国庫債務負担行為として令和4年度から令和6年度までの3か年度の契約を締結いたしまして、事業を実施しておるものでございますけれども、このたびは、現在実施中の契約をもちまして市場化テストを終了とさせていただきたく、御評価をいただけますと幸いです。

それでは、2ページ目以降おめくりいただきまして、詳細の内容につきまして、担当補佐の小林のほうから御説明をさせていただきます。

○小林室長補佐（統計） それでは、2ページ目以降につきまして御説明したいと思います。

まず、Ⅱ1（1）確保されるべき質の達成状況及び評価ですが、①回収率・有効回答率は、両年度とも同様の内容となっておりますので、令和4年度について簡単に御説明したいと思います。アの実施状況ですが、令和4年度は令和4年調査を実施いたしました。5月下旬に調査名簿を作成し、その後、7月4日以降、順次、調査対象用品を発送いたしました。調査票の締切日は9月1日とし、8月22日及び25日に提出期限のお知らせ通知を発送し、締切日以降も督促電話、督促状発送、調査票再発送により回収率の向上を図っております。また、セキュリティ対策は問題なく、情報の漏えい等の事故はありませんでした。

次のページに行ってくださいまして3ページ目、イの評価ですが、目標回収率は43%、目標有効回答率は約40%としておりましたが、結果は表のとおりとなっております、適切に実施されました。両年度の回収率は、いずれも実施要項に記載された目標を上回ることができました。両年度とも前年度の回収実績を分析し、調査客体の従業者規模や主業の産業大分類に応じ、督促電話、督促はがき、調査票再送の督促手法を選別し、実施したことで目標を上回ることができ、一定の成果が見られました。

②調査客体への対応状況（問合せ件数・疑義照会件数）。ア 実施状況ですが、問合せ件数と疑義照会件数の結果は表のとおりとなっております。問合せにつきましては、事務局を設置し、マニュアル、FAQを作成し、オペレーターへの研修を実施しております。

次の4ページ目に行ってくださいまして、さらにツールの活用もしております。また、疑義照会につきましても、おおむね同様に対応しております。

イの評価ですが、問合せ、疑義照会とも適切に実施されました。

次の5ページ目に移りまして、（2）民間事業者からの改善提案による改善実施事項等で

すが、①回収率・有効回答率につきましては、令和4年調査以降も引き続き、特に回収率等の向上に資する取組を複数実施しました。この結果、令和4年調査では、オンライン回答率が4.1ポイント増加し、令和5年度調査では、オンライン回答率が2.6ポイント増加し、さらに有効回答率も0.6ポイント増加しております。

②調査客体への対応状況ですが、回線を30チャンネル設定し、カスタマーコントロール機能を用い、話し中状態となる状況を防ぐことに努めることができました。さらに、疑義照会のオペレーターについては、業務経験者を多数配置しております。

次のページに行ってくださいまして、2. 実施経費についての評価ですが、①実施状況は表のとおりとなっております。

②評価につきましては、市場化テスト前と両年度を比較した結果、支払額において両年度とも削減、また、調査客体1社当たりの支払額も両年度とも削減されております。複数年契約による業務内容の習熟、名簿作成作業の平準化等のメリットによるものと考えております。

Ⅲ、競争性改善のための取組及び分析ですが、市場化テストにおいて、入札公告期間を延長し、情報開示、過去の入札監理小委員会等での御指摘への対応により、競争性改善の取組を実施いたしました。さらに、マーケティング・リサーチの業界団体に対しましても、広報を行っております。

Ⅳ、今後の事業について。1. 全体的な評価ですが、両年度の確保されるべき質として設定した回収率等については、目標を達成することができました。調査客体への対応状況につきましても、次の7ページに行ってくださいまして、調査をより適切に、効率的に実施しようとする姿勢は評価できます。実施経費につきましても、経費削減効果は得られました。

一方で、結果として1者応札となってしまいました。本調査は、統計法に基づく一般統計調査であるため、実施に当たっては、総務大臣の承認を受けた調査計画に基づき実施することが求められております。本業務を実施するには、調査計画に記載された標本設計を理解し、目標精度を満たし得る最小の標本サイズを計算する等の精緻な作業が要求されるため、本調査の抽出作業を実施できる能力があると前回事業評価におきまして御指摘のありましたシンクタンクにつきましてもヒアリングを行ったものの、コスト面で予算内に収めることが難しいとのことでありました。さらに、調査計画に基づき実施する必要性があることから、民間事業者が本調査の実施に当たっては、創造性・独創性を生み出す余地が

少なく、提案要素も少ないことから、応札意欲のある事業者の発掘には至っておりません。このように、本事業の特殊性を踏まえ、本事業の対応可能な民間事業者は極めて限られていると考えられ、この点において、市場化テストの実施による改善は難しいものと考えております。

なお、統計の品質向上を図る観点からも、調査計画を安易に変更することはできず、また、経済産業政策新機軸部会第2次中間整理において定められておりますとおり、中小企業政策のEBPM・データ駆動型行政の取組を実現するため、政策効果のモニタリングの観点から、今後も一般統計調査として調査計画に基づき実施し、安定的な品質を確保し、精度の高いデータを収集・整備することが必要不可欠であると考えております。

また、本年4月22日に得られました外部有識者による評価は以下のとおりですが、特に、(4)になりますけれども、市場化テスト第2期でも1者応札となったが、本調査は標本調査としては規模が大きく、財務関係等の調査内容も専門性が必要となることが要因であることが考えられる。政府統計を取り巻く環境も踏まえると、今後も1者応札の傾向になると思われ、複数の応札者を得るのは難しいのではないかと御意見がありました。

2. 今後の事業ですが、本事業は、おおむね良好な実施結果であり、質の点においても、民間事業者から改善提案が複数示される等、創意工夫が認められます。市場化テスト第2期では、実施要項の記載事項を明確化する等の対応策を行いました。また、複数応札に向けて業界団体を通じた事業者への情報提供の広報も実施いたしました。

以上のように、改善に向けた取組を行ったものの、1者応札が続いております。市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が認められないことから、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」Ⅱ1(2)の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テスト終了を考えています。なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質等を踏まえた上で、引き続き、法(注参照)の趣旨に基づき、公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてみたい。

(注：競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)(以下、同じ))

資料2-1につきましては以上になります。次に、資料2-2をお手元に御用意していただけますでしょうか。資料2-2、自己チェック資料につきまして御説明いたします。

①対応状況ですが、市場化テスト第2期においては、以下の改善を行いました。業務内

容、評価項目の明確化、目標水準の緩和においては、対応が必要となる業務量や類似実績として認める範囲を明確化いたしました。目標とする回収率及び有効回答率を緩和いたしました。具体的には、回収率は12%、有効回答率は10%それぞれ減らしております。

次のページに行ってくださいまして、②実施状況の更なる改善が困難な事情の分析ですが、実施可能な事業者が限定される要因、市場の特殊性について。前段につきましては、先ほどの御説明のとおり、精緻な作業が必要なため、対応できる事業者が限られている状況でございます。中段の「企業活動の実態を把握するため」のところになりますが、政府が実施する比較的規模が大きい標本調査としての統計調査として、財務省の法人企業統計調査や総務省の個人企業経済調査が存在しておりますが、抽出方法はいずれもローテーションサンプリングを採用しているものの、等確率系統抽出・均等配分が主であり、本調査の抽出方法と比べて比較的簡略な抽出方法となっております。なお、両調査とも抽出作業については、民間企業に外注はしておりません。

シンクタンクの話は先ほどの御説明のとおりとなっております。

続きまして、関連政策、関係法令等の抜本的な見直しが必要となる点についてですが、本調査は、商工業実態基本調査の後継として、中小企業基本法に基づき実施する統計法上の一般統計調査であり、中小企業政策に必要な財務情報等を捕捉しております。次のページに行ってくださいまして、統計法では、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき、統計の品質向上や総合的品質管理に取り組むこととされており、調査計画において調査の対象や標本抽出手法等の制約を受けております。このため、統計調査に係る業務負荷の抜本的な軽減に向けた業務の簡素化は、改正統計法及び基本計画の趣旨であります公的統計の品質の確保と向上とは相入れないほか、先ほどの御説明のとおり、EBPM等の観点からも、本調査は一層の役割の拡大が求められているところであり、実施状況の改善に向けた本調査の業務負荷の軽減は、こうした既存の政策の方向性や関連法令の抜本的な見直しを要します。

最後に、競争性改善のための分割の検討ですが、本調査業務の円滑な実施には、標本調査の性質上、標本抽出・調査名簿作成業務と推計・集計業務は一連の業務とする必要があり、さらに、産業中分類・従業者規模別の回収状況や企業単位で拡大推計をするための乗率を更新・管理する観点から、調査票回収業務等との緊密な連携も不可欠となっております。各業務の過程で連携が不十分であると、調査の遅延や調査結果の精度悪化等、調査の信頼性や有用性を損ねる可能性がございます。仮に業務を分割した場合は、経費が増加す

る可能性があると思っております。このため、分割した業務の実施はできないと考えております。なお、競争性確保の観点から、グループ入札や外部委託は可能としております。

足早に御説明いたしました。以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いします。

○事務局 中小企業実態基本調査の事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。資料B-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、先ほど実施機関から御説明がございましたので、割愛いたします。

評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。以下、整理した点を申し上げます。

サービスの質につきましては、目標回収が約43%、有効回答率が約40%とすることとしておりましたが、令和4年度、5年度ともに目標回収率及び目標有効回答率を上回り、適切に実施されています。また、直近の令和5年調査は、令和3年調査に比べ、全体でオンライン回答率が6.7ポイント、率にして54.5%へ向上するなど、民間事業者の創意工夫の取組が行われております。

実施経費につきましては、従来経費と比較して7.6%削減をしております。

本事業におきましては、入札公告期間の延長、入札参加グループの参入を可能とすること、情報開示や、目標とする回収率及び有効回答率を実態に即して緩和し、また、実施要項につきましても、業務量等を明確化し、契約期間を3年間に延長する変更をするなどの取組をまいりました。また、入札参加が期待される分野の協会に依頼し、実施要項案に対する意見募集や、入札公告について会員企業に周知するなどの改善策を講じてきましたが、引き続き1者応札となりました。

本調査は、統計法に基づく一般統計調査であるため、実施に当たっては、総務大臣の承認を受けた調査計画に基づき実施することが求められています。このような調査計画に記載された標本設計を理解し、目標精度を満たし得る最小の標本サイズを計算するなどの精緻な作業が要求されます。また、本調査は調査計画に基づき実施する必要があることから、民間事業者が業務を実施するに当たっては、創造性・独創性を生み出す余地が少なく、提案要素も少ないことから、応札意欲のある事業者発掘に至っていない状況でございます。

また、調査の遅延や調査結果の精度悪化等調査の信頼性と有用性を損ねる可能性がある

ことから、標本抽出・調査名簿作成業務と推計・集計業務は一連の業務とする必要があり、本調査業務を分割して実施することは困難な状況です。このように、本事業の特殊性を踏まえますと、さらなる改善は困難であると考えます。

評価のまとめでございます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、全て目標を達成していると評価できると思います。また、オンライン回収率向上の取組など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できると思います。また、経費削減効果につきましても、7.6%削減が認められ、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方が達成されたものと評価できると思います。一方、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。この点につきましては、(4)競争性改善のための取組を実施したものの、(5)業務の特殊性により、市場化テストの実施だけではさらなる改善が見込めないものと思います。

以上のことから、本事業は、市場化テスト終了プロセス運用に関する指針Ⅱの1の(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと思います。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、法の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じ厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、中小企業庁が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減、事業の透明性の確保を図っていくことを求めたいと思います。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。

川澤委員お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。

まず、資料の2-2で2ページ目に、先ほどの御説明の中で中段ぐらいなのですが、抽出方法は異なるものの、法人企業統計調査と個人企業経済調査は民間企業に外注していないというお話がございました。現在の抽出方法の重要性というところは御説明いただいたのですが、ただ、委託先が現状として1者応札が継続しております。

委託先が仮に実施をしないという判断をした場合に、この事業の継続性というのは担保されるのかどうかというところをかなり懸念しています。重要な調査であるがゆえに、継

続性ということを考慮すると、逆に抽出方法の見直しであるとか、例えば、そこはコストがかかるのだと思いますけれども、違う抽出方法を同じ年度で実施をして、果たして結果がどの程度違うのかを検証するといったような、長期的に見て、もう受注者が1人になっているところの状況を何らかリスクヘッジするための取組というのは必要ではないかと思うのですが、その点は如何ですか。

○紫竹室長補佐（総括） ありがとうございます。中小企業庁の紫竹でございます。

御指摘の点、今後こういった事業そのものの継続性についてということまでいただいております。おっしゃるとおりで、この事業自体が一般統計調査でございますので、入札不調だからといって、事業そのものを諦めるみたいなことはできないものというふうに認識しております。

その上で、それをどのような形態でやるのかということについては、当然ながら、現在委託している事業者に限らず、ほかの事業者ですとか、そもそもこういった枠組み、この事業の予算事業としての委託調査でなくとも、統計調査が実施できればよいものというふうに考えておまして、例えば、そもそもほかの統計調査ですと、この中で、経済産業省自体で実施をするとか、そういったことも選択肢にはございますし、必要な情報、調査手法について委託事業者しか知らないみたいなものは特にございませんので、例えば名簿の作成とか、そういったところにつきましても、こちらのほうで自らやる、もしくはそこを手伝うみたいなことは可能なのかなというふうには考えてございます。

あと、細かい点、もし補足等ありましたら、小林補佐のほうからお願いします。

○小林室長補佐（統計） ありがとうございます。今、紫竹補佐から御説明したとおりですが、まず、継続性というのは確かに重要となっておりますので、法律上、必ず毎年実施しないといけないということにはなっておりますので、何が何でも実施するという状況にはなってくると思います。

御指摘いただきました違う手法で実施となりますと、本調査は、繰り返して恐縮なのですが、統計法に基づく一般統計調査で実施している関係もありまして、調査計画で定められていない調査手法で実施するというのができないので、どちらかといいますと、調査結果を基に、どういった形で行うと手法として適切なのかというところは、ある程度シミュレーションすることは可能にはなっておりますので、そういったところで補うようなことはできるかと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。仮に委託先が実施しなかった場合に自ら実施というところで法律上決まっていることなのだというお話は当然あるのですが、それは相当程度回避しなければいけない状況なのだと思います。ですので、そのために、先ほどシミュレーションというお話もございましたけれども、最終的に自ら実施をするというところではなくて、何らか手法を試行的にでも変え得る、頭の体操というのでしょうか、別に本調査は実施をしたとしても変えたらどうなるのかというところを、やはり継続的に検討は必要なのではないかというふうに思うのです。ですので、そこは決まっているから変えないで、万が一の場合には自分たちで実施するというところよりは、もう少し毎年度の検討というところで幅を広げていったほうが良いのではないかというふうに思いました。

○紫竹室長補佐（総括） ありがとうございます。最後のところはおっしゃるとおりでございます。毎年度、調査計画を見直す作業の中でも継続的に検討してまいりますし、その検討の中で、当然ながら、この統計調査自体の目的とか品質みたいところは担保する必要がございますけれども、その目的の中で、できるだけ現在のスキームの中で実施する場合は、いろいろな事業者が実施するような形態でということでは追求をしてみたいというふうに考えてございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。三輪委員お願いいたします。

○三輪専門委員 では、三輪より申し上げたいというふうに思います。

先ほど御説明のあった資料2-2について、その中で、関連政策、関連法令等の抜本の見直しが必要となる点についてのところで、統計の品質向上や総合的品質管理に取り組むこととされているのは全くそのとおりで、安かろう悪かろうでは意味がなくて、基本的にはデータがやはり正確であることが重要と。統計調査はそこがやはり責務だと思います。なので、こちらはごもっともだというふうに思料します。

それで、今回のいろんな検討がされて、競争性の確保ということ以外だと、すごくパフォーマンスが上がっているといったふうな点も見られたかというふうなことも感じました。ただ、回収率は、目標を緩和したというようなことが、たしか私もそういった意見を言ったような気がするのですけれども、それで十分だと思うのですが、ただやはり、この調査がもともと20年前は有効回答が49.8%というのを達成できていましたので、今のところは、最低の防衛線のところまで下ろしているような感がありますので、引き続き良質

な調査を継続していただきたいというふうに思っております。

私からは、特に回収率のことにに関してやはり気になりましたので、ここは何か、すごく満足できるポイントというよりは現実の線ではありますが、事業者とまた相談して、よりよい調査にしてもらいたいというふうに思います。

○紫竹室長補佐（総括） ありがとうございます。中小企業庁の紫竹でございます。

前回以前から御指摘をいただいている内容も、拝見をしております、御指摘の回収率の点も認識をしております。統計調査でございますので、安定した回収率を確保して、かつそれが、今回層化抽出の手法を取っておりますけれども、それぞれの層ごとにしっかりと回収率を確保することが統計の品質の確保の点では重要だというふうに考えてございますので、こちらは引き続き注力をしてまいりたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○小林室長補佐（統計） 中小企業庁の小林でございます。

三輪先生ありがとうございます。以前に先生からの御指摘をいただきまして、回収率につきましては、現実的な数値を設定した結果、今回に関しましては、目標達成ということになっておりますけれども、目標を達成したから終わりというわけではなくて、今後も目標を少しでも高められるような形で仕様を設定していきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございます。実施状況報告、評価につきましての資料の修正等はないものというふうに認識しております。御指摘いただいた点、特に抽出等の手法についての様々な検討が必要だという点につきましては、実施機関から、継続して検討していくこと、また現在のスキームの中で実施する場合は、他の事業者が参入できるよう追求してまいりたいという御発言がございましたので、特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○小林室長補佐（統計） ありがとうございました。

○紫竹室長補佐（総括） ありがとうございます。

○事務局 中小企業庁様、本日はありがとうございました。それでは、退出ボタンを押して御退室されてください。

（中小企業庁 退室）

— 了 —